

官報

号外 昭和五十三年五月十二日

○第八十四回 衆議院會議録 第三十一号

昭和五十三年五月十二日(金曜日)

議事日程 第二十八号

昭和五十三年五月十二日

午後一時開議

- 第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 国有林野事業改善特別措置法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めの件

日程第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国有林野事業改善特別措置法案(内閣提出)

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

加藤自治大臣の地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての発言及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(保利茂君) これより會議を開きます。

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めの件

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

内閣から、中央更生保護審査会委員長に勝田成治君を任命したので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

日程第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(保利茂君) 日程第一、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

武委員長の報告を求めます。地方行政委員長木村竹千代君。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木村竹千代君登壇〕

○木村竹千代君 ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における銃銃または空気銃を使用する犯罪及び銃銃または空気銃に起因する事故の増加にかんがみ、第一に、新たに銃銃を所持しようとする者について銃銃の操作及び射撃の技能に関する技能検定を実施し、第二に、銃銃または空気銃の所持の許可の基準を整備するとともに、所持の許可の有効期間を短縮し、あわせてその保管委託制度を新設するほか、第三に、銃銃または刀剣類の所持に関する規制を合理化すること等をその内容とするものであります。

本案は、四月二十一日参議院より送付され、同日本委員会に付託となり、同月二十七日加藤國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行いました。

昨十一日質疑を終了し、討論の申し出もなく、採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長始岡伊平君。

農林省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔始岡伊平君登壇〕

○始岡伊平君 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第一は、農林省の省名を農林水産省に改めると、

第二は、本省について、構造改善局の所掌事務を整備するほか、農業技術研究所等試験研究機関の位置を茨城県に変更するとともに、沖繩とさとうきび原産農場を新設すること、

第三は、食糧庁について、その内部部局の組織を再編整備するとともに、食糧事務所に、食品全般についての流通の改善に関する事務を分掌させることができることとする、

第四は、林野庁について、同庁に次長を新設するほか、旭川、北見、帯広、函館の四管林局を廃止し、札幌管林局を北海道全域を管轄する北海道管林局に改めるとともに、所要の地に管林局の支局を置くこととする、

第五は、水産庁について、振興部並びに養殖研究所及び水産工学研究所を新設するとともに、淡水区水産研究所及び真珠研究所を廃止すること等であります。

本案は、四月二十五日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、四月二十七日中川農林大臣から提案理由の説明を聴取し、五月九日より質疑に入り、慎重に審査を行いました。その詳細につきましては會議録により御承知願いたい

昭和五十二年五月十二日 衆議院會議録第三十一号

国有林野事業改善特別措置法案 航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求め
るの件 一〇六四

と存じます。

かくて、五月十一日質疑を終りましたところ、村田委員外三名から、管林局の支局の位置づけ等を明定することなどを内容とする修正案が提出され、趣旨説明の後、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、水産行政、農業行政の一層の充実強化、森林・林業の安定振興対策の推進、国有林野事業の経営についての基本と、管林署等の再編整備を図る場合の進め方等に関し、四項目にわたる附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第三 国有林野事業改善特別措置法案

(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第三、国有林野事業改善特別措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長中尾栄一君。

国有林野事業改善特別措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中尾栄一君登壇〕

○中尾栄一君 ただいま議題となりました国有林野事業改善特別措置法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申

上げます。

本案は、国有林野事業の現状並びに国民経済及び国民生活におけるその使命の重要性にかんがみ、国有林野事業の改善に関する計画の作成、一般会計から国有林野事業特別会計への繰り入れ等の措置を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、農林水産大臣は、昭和七十二年度までに国有林野事業の経営の健全性を確立するために必要な基本的条件の整備を昭和六十二年度までに完了することを旨として、昭和五十三年度以降十年間を改善期間とし、この間における国有林野事業の改善計画を定め、これに従って国有林野事業を運営するものとする。

第二に、政府は、改善期間において、一般会計から特別会計に所要の繰り入れを行うことができるようにすること。

その他、改善期間における特別措置として、政府の国有林野事業に対する資金の貸付けについての配慮、国有林野事業特別会計の利益処分の特例等に関する規定を設けることとする。

委員会におきましては、四月二十七日中川農林大臣から提案理由の説明を聴取し、五月九日、十日及び十一日の三回にわたり慎重に審査を重ね、五月十一日質疑を終りましたところ、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブの共同提案に係る修正案が提出され、採決の結果、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は多数をもって可決し、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本修正案は、改善計画の趣旨について、昭和七十二年度までに国有林野事業の経営の健全性を確立することを目標とし、これに必要な基本的条件の整備を昭和六十二年度までに完了することを目ざすよう改めること等を内容とするものであります。

また、本案に対し、全会一致をもって附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○加藤一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(保利茂君) 航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員会理事堀潤君。

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔堀潤君登壇〕

○堀潤君 ただいま議題となりました航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件について、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、昭和五十年十一月以来、イラク共和国政府との間で航空協定締結のための交渉を行ってまいりましたが、合意に達しましたので、本年三月二十日にバグダードにおいて本協定に署名を行いました。

本協定は、わが国とイラクとの間の定期航空業務を開通することを目的としたものでありまして、そのための権利を相互に許与すること、業務の開始及び運営についての手続及び条件について規定するとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定めております。

本件は、三月二十四日外務委員会に付託され、三月三十一日園田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。その詳細は会議録により御承知を願います。

かくて、本十二日質疑を終了し、引き続き採決を行いました結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○加藤紘一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、参議院提出、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤紘一君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(保利茂君) 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長菅波茂君。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔菅波茂君登壇〕

○菅波茂君 ただいま議題となりました参議院提出に係る法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、小中高等学校等に勤務する女子の事務職員が出産する場合についても、女子教育職員の場合と同様に補助職員の臨時の任用を行うことによりとするものであります。

本案は、四月二十一日当委員会に付託となり、本日提案理由の説明を聴取した後、唐沢俊二郎君外五名から、本案に対し、女子の学校栄養職員が

出産する場合についても、女子教育職員の場合と同様に、補助職員の臨時の任用を行う趣旨の修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

国務大臣の発言(地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告について)

○議長(保利茂君) 自治大臣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告について発言を求められております。これを許します。自治大臣加藤武徳君。

〔国務大臣加藤武徳君登壇〕

○国務大臣(加藤武徳君) 地方財政法第三十条の二の規定に基づいて、先般政府が国会に提出いたしました地方財政の状況につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、昭和五十一年度の地方財政のうち、普通会計の決算について申し上げますと、決算規模は、歳入二十九兆五千三百五十五億円、歳出二十八兆九千七百億円でありまして、これを前年度と比べますと、歳入において一・三・三％、歳出において二・七％それぞれ増加いたしております。また、決算収支は、二千八百三十三億円の黒字となっており、前年度と比べますと、二千二百一億円黒字額が増加いたしております。

次に、歳入の内容を見ますと、同年度において景気がジグザグ型ながらも緩やかな回復を示した

こと、また、地方財源不足対策が講じられたことにより、地方税、地方交付税等の一般財源及び地方債は高い伸びを示しております。

歳入の内容を見ますと、投資的経費の歳出総額に占める割合は、前年度より低下しており、他方、義務的経費の歳出総額に占める割合は、人件費についてはある程度の抑制が図られたものの、公債費及び扶助費が大幅に増加したため、前年度を上回り、財政硬直化が依然として続いております。

次に、地方公営企業につきましては、昭和五十一年度の決算規模は六兆二千九百九十八億円でありまして、前年度と比べますと、六・〇％増加いたしております。収支の状況は依然として厳しく、単年度の純損失は一千九百三十四億円、累積欠損金は八千九百三十三億円となっております。

今後の地方財政につきましては、厳しい財政状況のもとにおいて、住民に直結する行政の担い手である地方公共団体が、よくその責務を果たし得るよう地方財源の充実強化を図るとともに、財政運営に当たっては、財源の重点的配分と行政経費の節減合理化に徹することにより、財政の硬直化を打開し、安定成長下にふさわしい財政運営を確立することが必要であると存じます。

また、現下の経済情勢に対処し、景気回復を図るとともに、立ちおくれている生活関連社会資本を整備し、総合的な地域づくりを進めるため、投資的経費の積極的な拡大とその執行の推進を図ることが、当面緊急の課題として強く要請されるところであります。

なお、地方公営企業につきましては、引き続き経営の合理化を推進し、料金水準の適正化を図るとともに、負担区分制度の適正な運用を図るよう努力を払う必要があると存じます。

以上、地方財政の状況につきまして、その概要を御報告申し上げた次第でございます。(拍手)

国務大臣の発言(地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告について)に対する質疑

○議長(保利茂君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。これを許します。新村勝雄君。

〔新村勝雄君登壇〕

○新村勝雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま御説明のありました地方財政の問題について、総理大臣並びに関係各大臣に御質問を申し上げます。(拍手)

まず、初めに地方自治に対する政府の基本姿勢についてたずねたいのであります。

従来、わが国の地方自治制度は、明治以来、近代的な諸制度の整備が進められるとともに、その形骸だけは確かに与えられたわけでありましたけれども、住民の自発的な創意による自治は許されず、地方団体は常に国家目的に従属させられ、国政の下部構造としての役割りを担わされてまいりました。

戦後、現憲法の施行とともに、初めて地方自治が正当な位置づけを与えられ、憲法上も「第八章 地方自治」として明文化され、地位が保証されたのであります。

ところが、その後の経過を考えると、憲法の理想は必ずしも実現せず、自治の機能は常にゆがめられてまいったというのが実態であります。戦後一応整備された民主的諸規定は次々と取り上げられ、地方自治の根幹をなす地方財政の権能は、完全に有名無実のものになっております。課税も起債もすべて国の許可制のもとに統制をされ、住民の創意工夫が生かされる余地がほとんどありません。

地方自治の健全な発展を阻害している最大の原因は、政府初め中央官僚の根深い地方不信にあります。自治体ははうっておくど何をしてくすかわからないという不信感が、政治姿勢、すべての施策の底に流れているというのが実態であります。

昭和五十二年五月十二日 衆議院會議録第三十一号 地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての発言に対する新村勝雄君の質疑

一〇六六

現在の自治体はそんなに未熟なものでございましょうか。そんなことは絶対にありません。戦後三十年の修練を経て、住民自治は十分にそれを行なう能力を備えておるわけでありませう。

総理は、いつも、国と地方は車の両輪だとおっしゃいますが、果たして両輪の一方に値するだけの行財政の権能が地方に与えられているとございませうか。形は両輪でも、一方が極端に小さい両輪では、車は一方に傾いて前進をすることができません。中央と地方の財源配分の問題、超過負担の解消、事務の再配分など、古くして新しい課題として常に論議をされながら、何一つ解決をしていないのであります。これらは抜きがたい中央集権の思想、地方軽視、住民不信の発想によるものでございまして、断じて容認することはできません。速やかにこの宿弊を改め、住民参加による自治の発展を期さなければならぬと存じます。

そこで、福田総理大臣、総理にお伺いをいたしますが、憲法第九十二条に、「地方自治の本旨」という言葉がございしますが、この言葉がどのような理念と内容を持つものであるか、また、現状において憲法の規定が、地方自治の運営の中で十分に機能しているかどうか、お考えをお示し願いたいのであります。(拍手)

御承知のように、いわゆる地方財政白書は、地方財政の実態と問題点を調査、解明し、制度と運営の改善に資することを目的として国会に提出をされるわけであり、地方財政計画と一体をなす、きわめて重要な報告であります。残念ながら、最近の白書は、公表時期、内容とも、このような目的を十分満たしていると言えません。また、地方団体や地方自治に関係のある国民各層からの要望を謙虚にくみ上げるといふ姿勢に乏しく、年来の懸案がほとんど解決をされていないわけでありませう。特に、昭和五十年度末の地方財政危機の対策について、国民的関心が高まっていることを考えれば、いままそ白書の目指す本来の機能を発揮しなければならぬときでございませう。

こうした観点から、今回の白書を見ますと、多くの基本的欠陥を持つばかりでなく、一方的に政府の政策を宣伝し、財政危機の責任を地方に転嫁しておる側面が多いのであります。

昭和五十一年度地方財政計画を決定するに当たりまして、政府は、交付税特別会計における一兆三千四百四十一億円の借り入れ、財源対策債一兆二千五百億円の発行という二つの借金政策で、二兆六千二百億円の不足を埋めようとしたのでございませう。しかし、このような交付税法の趣旨を曲げ、その性格を歪曲せしめるような措置についての評価や反省に乏しいのであります。また、行政水準決定の根拠が明確でなく、当初達成すべき行政水準と、実施された行政水準との乖離が示されていません。

こうした内容上の問題とともに、公表時期が遅過ぎることも指摘されなければなりません。一年おくれの決算報告では、現下の変転する政治、経済情勢に有効に対処できないことは明らかであり、過年度の欠陥を当年度あるいは翌年度に是正をすることが不可能であります。

一般的な税負担の引き上げを求めることは不可避だと政府は主張し、自治省もまた、これに追随して、増税への露払いの役目を果たしております。が、地方財政の立場から考えれば、税種や税率ではなく、総財源を国と地方がいかに配分をするかというところに焦点がなければならぬわけでありませう。

自治大臣は、適正な財源配分を約束なさっているが、予算編成の決定的な段階になりますと、大蔵省の圧力に屈して、いつも御自分の正しい主張を放棄されているわけでありませう。この白書においても、地方財政の構造的な欠陥が明らかであり、地方交付税総額の安定的確保を図る必要があるとしております。借金政策ですでに限度に達し、五十三年度末における基準財政需要額に占める公債費は三・三%にも達していることを思えば、二分の一政府負担のルール化ぐらいでは、と

うて事態の解決にはなりません。

そこで、自治大臣にお伺いをいたしますが、この際、全国三千有余の自治体の財政再建と地方自治を守るために、交付税額の必要額確保を含めて、国と地方の財源配分について抜本的な改革をおやりになる御決意があるかどうか、お答えをいただきたいわけではございませう。

また、政府は、五十一年度地方財政計画を策定するに当たっては、景気回復を優先し、そのために公共事業及び自治体の単独事業を大幅に増加をして目的達成に努力すると強調されたのであります。ところが、決算を見ると、政府の言い分が一時逃れの説明にすぎなかったことが明らかになっております。

すなわち、補助事業は四兆二千二百八億の計画に対し、四千七百五十七億増加し、四兆六千九百六十五億となり、一・三%も増大をいたしておりますが、逆に単独事業は、当初の三兆七千六百三十億から二兆九千八百三十一億と、七千八百二十億、率にいたしまして二〇・七%も落ち込んでいます。これは交付税の特定財源化、繰越債市場の制約と無関係ではございませう。地方財政の構造を変質させて、国の政策を地方にまで貫徹させようとする方策にはかならないからであります。

五十三年度においても、また公共事業とともに五兆六千億の単独事業を予定いたしておりますが、十分な一般財源なしに推進することに根本的に無理があり、完全な消化が懸念をされております。政府の目指す七%成長が末端から崩れるおそれなしとしなければなりません。自治大臣の御見解を伺いたいと存じます。

自治体の運営に当たっては定員、人事管理に適正を期さなければならぬことはもちろんでありませうが、住民サービスには人を媒介として達成をされる部分がきわめて多いわけでありませう。雇用と国民所得の増大が期待をされておるとき、自治大臣は従来のサービス低下につながる人減らし合

理化の方針を再検討し、雇用の拡大と住民サービスの充実を図るお考えはないかどうか、大臣のお答えをいただきたいのでございませう。

すでに、先進的な自治体におきましては、雇用創出を目指して住民サービスに役立つ事業に着手をしている事例がございませう。かつて、福祉や公害対策を中心として、全国の革新自治体は先頭となつて多くの先駆的な役割を演じた実績がございませう。これによって国の施策も大いに促進強化をされたのであります。今度こそ政府は、わが党が提唱いたしております自治体レベルにおける雇用対策を取り上げ、積極的に推進をされるべきであります。自治大臣のお考えを承りたいと存じます。(拍手)

以上、五十二年度地方財政報告について若干の問題点を指摘し、御質問申し上げたわけでありませう。いまや地方財政は、報告の内容が如実に示すようにきわめて重大な局面に立ち至っております。これは一部の見直しや小手先の工夫で解決のできる性質のものではありません。地方自治について発想を一新するとともに、憲法のいわゆる地方自治の本旨に思いをいたし、政治の原点に立ち返つて再建に努力をすべきときであると信じます。

総理大臣、自治大臣初め、関係各位の地方自治振興に対する一層の御努力をお願いを申し上げます。私、質問を終ります。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣福田起夫君登壇〕
○内閣総理大臣(福田起夫君) お答えを申し上げます。

憲法第九十二条に規定している地方自治の本旨につきましても、その理念と内容はどうか、どう認識しているか、このような御質問でございませうが、私は、憲法第九十二条に規定する地方自治の本旨とは、地方公共団体の自主性、自律性、それが十分発揮できるように地方自治の制度を決め、またそのように運営すべきもの、そのように理解

をいたしております。

新村さんは、どうも地方自治が形骸化しておるといふ御指摘でございますが、しかし、地方自治三十年余りの歴史を経てまいりまして、わが国の地方自治は一応定着したと私は考えておるのであります。今後とも地方自治の理念に十分配慮をいたしまして、その一層の実現を期するとともに、国及び地方公共団体が相協力し、車の両輪といたしまして住民福祉の向上に当たる、この方向で努力をいたしてまいり、さような決意であるといふことを申し上げてお答えいたします。

自余の問題は、自治大臣からお答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣加藤武徳君登壇〕

○国務大臣(加藤武徳君) 御質問の第一点は、地方財政計画の内容が不十分であり、かつまた公表時期ももっと早くやらなければならぬではないか、かようなこととございました。

内容につきましては精いっぱい努力をしたつもりでございますけれども、しかし限られた枚数でございますから、足らざる点があるといいたすならば反省いたしまして、今後努力をいたしたいと思っております。

それから公表時期につきましては、三千数百の地方団体の決算を単に集計するだけではありまして、それを分析いたしましたり補正いたしましたり、あれやこれやのことや、かつまた印刷等に相当日数を要するのでございますから、報告期日の繰り上げは困難であると思っておりますけれども、なお検討いたしてまいりたい、かように考えます。

それから、白書は政府政策を宣伝したり財政危機の責任を地方に転嫁してはどうか、かような御指摘でございますけれども、従来から決算上の計数に基づく財政報告を主体といたしておるのであります、政府政策の宣伝という考え方はみじんもないのでございますし、また地方財政危機の責任を地方に転嫁いたしておる、かような

考え方ではないのでございます。

それから、行政水準決定の根拠が不明確であつて、当初の地方財政計画と財政白書の間に乖離があるではないか、かような御指摘でございます。

行政水準の目標につきましては、客観的な水準を設定することが困難な面もございますけれども、したがって白書にはなかなか取り入れがたいのであります、なお今後、内容の充実を図つていく際に検討の資料といたしてまいりたい、かように考えます。

それから四番目に、交付税率を引き上げることなくして借金政策によつておる、このことには限界があるんだ、政府が二分の一借入金を負担するルール化など問題解決にはなつておらぬ、かような御指摘でございます。

交付税率を引き上げることが理想ではございますけれども、今日の国、地方の財政状況を判断いたしましたして、交付税率の引き上げが困難だ、かようなこととございますから、交付税特会におきまして借入金を引き、そしてその二分の一を国が負担をいたす、かようなルール化を行ったのであります、このルール化が恒久的な制度とは考えておらないのでございますから、当分の間は耐え得る制度として考えておるのでございますけれども、今後地方財源の不足が生じた場合に対応する制度改正を積極的に考えていきたい、かように思つております。

そこで、五番目には、地方財政、地方自治を守るために国と地方との財源配分の根本的な改革を行ふべきではないか、かような御指摘でございます。

当分の間の処置はいたしてしましても、これが恒久対策とは考えておらないのでありますから、なるべく早い時期に根本的な改正を行ひまして、地方財政の健全化、積極性を確保してまいり、ために努力をいたしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

それから五十三年度の予算におきまして単独事業を五兆六千億円予定しておりますことは御指摘のとおりでございます。そこで、地方交付税の中にもこの考え方を織り込んでおりますし、また、地方債の所要の額の確保に当たる、かような考え方でございますから、各都道府県や市町村が当初予算を編成いたしました編成状況等から見まして、私どもが予定しております単独事業は十分に消化してもらへる、かような確信を持つておるところでございます。

それから、最後の御指摘は、雇用と国民所得の増大が期待されているときに、雇用の増大と住民サービスの充実を図る必要があるのではないかと、その対策を地方団体レベルでもやれ、かようなこととでございます。

住民サービスの充実、向上を図つてまいりますことは地方団体の中心の課題でございますから、今後も努力してまいり、その当然のこととでございます。そのと、雇用問題は国の段階においての問題であるだけではないと、地方におきましても大変な問題でございます。そこで、公共事業の配分や単独事業の実施等に当たりまして、積極的に事業を展開することによりまして雇用創出を図つてまいり、かような努力をしておるのでありますけれども、今後、さらに地方団体に指導を強化いたしまして、そういう考え方を徹底させてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

(拍手)

○議長(保利茂君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 福田 赳夫君
法務大臣 瀬戸山三男君
外務大臣 園田 直君
文部大臣 砂田 重民君
農林大臣 中川 一郎君
自治大臣 加藤 武徳君

出席政府委員

自治大臣官房審議官 石原 信雄君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

著作権法の一部を改正する法律
計量法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、昨十一日、本院は次の総調書を異議ないものと議決した旨内閣に通知した。

昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)

一、昨十一日、大久保事務局長から古井裁判官訴訟追委員会委員長及び植木参議院事務局長あて、本院は裁判官訴訟追委員会及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり指定した旨通知した。

裁判官訴訟追委員

曾称 益君(佐々木良作君の補欠)

予備員

第三 阿部未喜男君(田邊 誠君の補欠)

(要求書受理)

一、今十二日、内閣から、中央更正保護審査委員長に勝田成治君を任命したいので、犯罪者予防更正法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

昭和五十三年五月十二日 衆議院會議録第三十一号 朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山花 貞夫君

補欠

島田 琢郎君

田川 誠一君

中川 秀直君

島田 琢郎君

山花 貞夫君

中川 秀直君

田川 誠一君

大蔵委員

辞任

沢田 広君

補欠

柴田 健治君

柴田 健治君

沢田 広君

社会労働委員

辞任

相沢 英之君

補欠

木村 武雄君

井上 裕君

原 健三郎君

石橋 一弥君

前尾繁三郎君

大坪健一郎君

倉成 正君

川田 正則君

平泉 渉君

津島 雄二君

熊谷 義雄君

葉梨 信行君

金子 岩三君

金子 岩三君

葉梨 信行君

木村 武雄君

相沢 英之君

熊谷 義雄君

津島 雄二君

倉成 正君

大坪健一郎君

原 健三郎君

井上 裕君

平泉 渉君

川田 正則君

前尾繁三郎君

石橋 一弥君

農林水産委員

辞任

金子 岩三君

補欠

小島 静馬君

木村 武雄君

加藤 紘一君

熊谷 義雄君

越智 伊平君

倉成 正君

葉梨 信行君

平泉 渉君

高島 修君

前尾繁三郎君

松永 光君

柴田 健治君

沢田 広君

總務 伊平君

加藤 紘一君

小島 静馬君

高島 修君

葉梨 信行君

松永 光君

沢田 広君

熊谷 義雄君

木村 武雄君

金子 岩三君

平泉 渉君

倉成 正君

前尾繁三郎君

柴田 健治君

通信委員

辞任

原 健三郎君

原田昇左右君

建設委員

辞任

中川 秀直君

田川 誠一君

田川 誠一君

中川 秀直君

議院運営委員

辞任

与謝野 馨君

中村喜四郎君

中村喜四郎君

与謝野 馨君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任

羽生田 進君

北川 石松君

橋本龍太郎君

中村 弘海君

藤本 孝雄君

佐藤 守良君

北川 石松君

羽生田 進君

佐藤 守良君

藤本 孝雄君

中村 弘海君

橋本龍太郎君

(議案付託)

一、昨十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

(小川仁二君外七名提出、衆法第二七号)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

(小川仁二君外七名提出、衆法第二八号)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(小川仁二君外七名提出、衆法第二九号)

以上三件 文教委員会 付託

(議案送付)

一、昨十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鶴岡織維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

昭和五十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(承諾を求めの件)

昭和五十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十二年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十二年特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(承諾を求めの件)

昭和五十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十二年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十二年特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(承諾を求めの件)

昭和五十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十二年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十二年特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(承諾を求めの件)

昭和五十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十二年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十二年特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(承諾を求めの件)

昭和五十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十二年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十二年特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(承諾を求めの件)

昭和五十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月二十一日

参議院議長 安井 謙
衆議院議長 保利 茂蔵

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十条の二」に改める。

第三条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第三号中「第四号」の下に「第五号の五」を加え、同項第十号中「第七号」を「第十号」に、「取扱」を「取扱」に改め、同号を同項第十

三号とし、同項第九号中「若しくは第四号」を「第四号」に、「又は国」を「第八号第六項の措置を執らなければならぬ者若しくは国」に改め、同

号を同項第十二号とし、同項第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、同項第六号中「若しくは第四号」を「第四号若しくは第五号の五」に、「又は国」を「第八号第六項の措置を執らなければならぬ者若しくは国」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第十条の七第一項の規定による猟銃又は空気銃の保管の委託を受けた者がその委託に係る猟銃又は空気銃を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

第三条第一項第五号中「又は第四号」の下に「若しくは第五号の五」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号を第六号とし、第三号の二を第

五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第九条の三第一項の射撃指導員が指定射撃場又は射撃場において猟銃又は空気銃による射撃の指導を行うため当該指導を受ける者が第四条、第五条の五又は第六条の規定による許可を受けて所持する猟銃又は空気銃を所持する場合

第三条第三項中「第五号から第十号まで」を「第七号から第十三号まで」に改め、同条第四項中「第八号及び第十号」を「第十一号及び第十三号」に改める。

第五条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「若しくは大麻」を「大麻若しくは覚せい剤」に改め、同条に次の一項を加える。

4 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が第十号の三又は第二十一号の二第二項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合において、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していないときは、許可をしないことができる。

第五条の二第二項第一号を次のように改める。

一次条第二項の講習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して三年を経過しないもの

第五条の二第二項中「満たない場合には」を「以上であり、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 現に第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃を所持している者

二 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかった者で、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないもの

三 第五条の四第二項の合格証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの

四 第九条の四第三項の講習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの

第五条の三第一項中「第四号第一項第一号」を「第四号第一項第一号」に、「又は」を「若しくは」に改め、「受けようとするもの」の下に「又は第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとするもの」を加え、同条第二項中「証明書」を「講習修了証明書」に改める。

第五条の三の次に次の二条を加える。

(技能検定)

第五条の四 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとするものに対し、猟銃の操作及び射撃に関する技能検定を実施するものとする。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の技能検定に合格した者に対し、合格証明書を交付しなければならない。

(技能検定又は射撃講習の用途に供する猟銃の許可の特例)

第五条の五 前条第一項の技能検定又は第九条の四第三項の射撃講習を受けるため猟銃を所持しようとする者は、総理府令で定める手続により、所持しようとする猟銃ごとに、その所持について、住所を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可の申請があつた場合において、都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより期間を定めて、許可するものと

を得ない事情により、第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかった者で、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないもの

三 第五条の四第二項の合格証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの

四 第九条の四第三項の講習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの

第五条の三第一項中「第四号第一項第一号」を「第四号第一項第一号」に、「又は」を「若しくは」に改め、「受けようとするもの」の下に「又は第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとするもの」を加え、同条第二項中「証明書」を「講習修了証明書」に改める。

第五条の三の次に次の二条を加える。

(技能検定)

第五条の四 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとするものに対し、猟銃の操作及び射撃に関する技能検定を実施するものとする。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の技能検定に合格した者に対し、合格証明書を交付しなければならない。

(技能検定又は射撃講習の用途に供する猟銃の許可の特例)

第五条の五 前条第一項の技能検定又は第九条の四第三項の射撃講習を受けるため猟銃を所持しようとする者は、総理府令で定める手続により、所持しようとする猟銃ごとに、その所持について、住所を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可の申請があつた場合において、都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより期間を定めて、許可するものと

する。

3 第四条第二項及び第四条の二の規定は、第一項の規定による許可を受けた者について準用する。

4 都道府県公安委員会は、第一項の規定による許可を受けようとする者が二十歳(政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳)に満たない場合には、許可をしてはならない。

5 第五条(第一項第一号を除く。)及び第五条の二第一項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

第七条第一項中「前条」を「前二条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対し更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可をするときは、現に交付を受けている許可証に当該許可に係る事項を記載すれば足りる。

第七条の二を次のように改める。

(猟銃又は空気銃の許可の有効期間)

第七条の二 第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の有効期間(次条第二項の規定により更新された許可の有効期間を除く。)は、当該許可を受けた日の後のその者の三回目の誕生日(その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。次項において同じ。)が経過するまでの期間とする。

2 次条第二項の規定により更新された許可の有効期間は、更新前の許可の有効期間が満了した後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間とする。

第七条の二の次に次の一条を加える。

(猟銃又は空気銃の許可の更新)

第七条の三 第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようと

する者は、総理府令で定めるところにより、その者の住所を管轄する都道府県公安委員会に対し、許可の更新の申請をしなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による許可の更新の申請があつた場合において、申請をした者及び申請に係る銃砲又は空気銃が第五条(第一項第一号を除く。)及び第五条の二の許可の基準に適合していると認めるときは、許可の更新をしなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、許可の更新に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第八条の見出し中「及び許可証の返納」を、許可証の返納及び仮領置に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「第四条」の下に「第五条の五」を加え、「各号の一に掲げる」を「各号のいずれかに該当する」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「返納する義務がある者」の下に「(第七項において「死」届出義務者等」という。)を加え、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第四条第一項第一号の規定による銃砲又は空気銃の所持の許可が失効し、又は取り消された場合において、当該許可証にその他の銃砲又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、当該許可証の交付を受けている者は、前項の規定にかかわらず、総理府令で定める手続により、速やかに、その旨を住所を管轄する都道府県公安委員会に届け出て失効し、又は取り消された許可に係る事項のまつ消を受けなければならない。

第九条の四 都道府県公安委員会は、銃砲に係る指定射撃場のうち、次の各号に該当するものを、当該指定射撃場の設置者等の申請に基づき、当該種類の銃砲に係る教習射撃場として指定することができる。

一 当該指定射撃場を管理する者及びその管理の方法が総理府令で定める基準に適合していること。

二 射撃指導員として指定された者であつて、総理府令で定める基準に適合するもの(以下この条において「教習射撃指導員」という。)が置かれていること。

2 教習射撃場を管理する者は、教習射撃指導員を選任し、又は解任したときは、選任し、又は解任した日から十五日以内に、総理府令で定めるところにより、当該教習射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3 教習射撃場を管理する者は、政令で定めるところにより、射撃教習(教習射撃指導員が政令で定めるところにより教習射撃場において行う銃砲の操作及び射撃に關する技能の教習をいう。)を受け、その課程を修了したと認定した者に対し、教習修了証明書を交付しなければならない。

4 都道府県公安委員会は、教習射撃指導員がその業務に關し不正な行為をしたとき、又はこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反したときは、教習射撃場を管理する者に対し、その解任を命ずることができる。

5 都道府県公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該教習射撃場を管理する者及び当該教習射撃指導員に対し、あらかじめ、弁明をすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

6 都道府県公安委員会は、教習射撃場が第一項

6 許可が失効した場合(第一項第二号、第六号又は第七号の理由が発生したことにより失効した場合に限る。次項において同じ。)においては、当該許可を受けていた者又は失効した許可に係る銃砲若しくは刀剣類を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して五十日

9 第七項の規定により銃砲又は刀剣類を仮領置した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮領置した銃砲又は刀剣類は、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会において、売却することができ。ただし、当該銃砲又は刀剣類

で、売却することができないもの又は売却に付しても買受人がないと認められるものは、廃棄することができる。

10 前項の規定により売却した代金は、総理府令で定める手続により、当該銃砲又は刀剣類を提出した者に交付するものとする。ただし、保管及び売却に要した費用を控除することができる。

第九条第一項中「第四条」の下に「又は第五条の五」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第四条第一項第一号の規定による許可を受け、銃砲又は空気銃を所持する者が当該許可に係る銃砲又は空気銃を武器等製造法の銃砲等販売事業者等に譲渡する場合において、当該許可証にその他の銃砲又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、前項の規定にかかわらず、当該許可証を提示してしなければならない。

第九条の二第一項中「行なう」を「行う」に改め、「この条において」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条の次に次の二条を加える。

(射撃指導員)

第九条の三 都道府県公安委員会は、銃砲又は空気銃の操作及び射撃に關する知識、技能等が総理府令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、射撃指導員として指定することができる。

2 都道府県公安委員会は、射撃指導員が前項の総理府令で定める基準に適合しなくなった場合においては、その指定を解除することができる。

3 第一項の申請の手続その他射撃指導員の指定に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第九条の四 都道府県公安委員会は、銃砲に係る指定射撃場のうち、次の各号に該当するものを、当該指定射撃場の設置者等の申請に基づき、当該種類の銃砲に係る教習射撃場として指定することができる。

一 当該指定射撃場を管理する者及びその管理の方法が総理府令で定める基準に適合していること。

二 射撃指導員として指定された者であつて、総理府令で定める基準に適合するもの(以下この条において「教習射撃指導員」という。)が置かれていること。

2 教習射撃場を管理する者は、教習射撃指導員を選任し、又は解任したときは、選任し、又は解任した日から十五日以内に、総理府令で定めるところにより、当該教習射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3 教習射撃場を管理する者は、政令で定めるところにより、射撃教習(教習射撃指導員が政令で定めるところにより教習射撃場において行う銃砲の操作及び射撃に關する技能の教習をいう。)を受け、その課程を修了したと認定した者に対し、教習修了証明書を交付しなければならない。

4 都道府県公安委員会は、教習射撃指導員がその業務に關し不正な行為をしたとき、又はこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反したときは、教習射撃場を管理する者に対し、その解任を命ずることができる。

5 都道府県公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該教習射撃場を管理する者及び当該教習射撃指導員に対し、あらかじめ、弁明をすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

6 都道府県公安委員会は、教習射撃場が第一項

各号の総理府令で定める基準に適合しなくなつたとき、又は教習射撃場を管理する者が第二項若しくは第三項の規定に違反し、若しくは第四項の規定による命令に反したときは、第一項の指定を解除し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその期間内における射撃教習に基づき第三項の教習修了証明書を交付することを禁止することができる。

7 都道府県公安委員会は、前項の規定による教習修了証明書の交付の禁止の処分を受けた教習射撃場を管理する者が当該禁止に違反して教習修了証明書を交付したときは、第一項の指定を解除することができる。

8 第一項の申請の手続その他教習射撃場の指定に關して必要な事項は、総理府令で定める。

第十條第一項中「第四條」の下に「第五條の五」を加え、同條第二項各号列記以外の部分中「第四條」の下に「第五條の五」を加え、「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「指定射撃場」の下に「又は教習射撃場」を加え、同項第三号中「第四條」の下に「又は第五條の五」を加え、同條第三項及び第四項中「第四條」の下に「第五條の五」を加え、「各号の二」を「各号のいずれか」に改める。

第十條の二本文中「第四條」の下に「又は第五條の五」を加える。

第十條の三第一項中「第四條」の下に「第五條の五」を、「次條」の下に「又は第十條の七」を加える。

第十條の六本文中「第四條」の下に「第五條の五」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(獵銃又は空氣銃の保管の委託)

第十條の七 第四條第一項第一号又は第五條の五の規定による許可を受けた者は、盜難の防止その他危害予防上必要がある場合においては、武器等製造法の獵銃等販賣事業者又は指定射撃場若しくは教習射撃場を設置する者で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出

て委託を受けて獵銃又は空氣銃を保管することを業とするもの(以下「獵銃等保管業者」という。)に当該許可に係る獵銃又は空氣銃の保管を委託することができる。

2 前項の規定により保管の委託を受けた者は、総理府令で定める基準に適合する設備及び方法により、獵銃又は空氣銃を保管しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、獵銃等保管業者が第一項の規定による委託を受けて保管する獵銃又は空氣銃に係る保管の設備及び方法が前項の基準に適合していないと認めるとき、その他危害予防上必要があると認めるときは、その者に對し、期間を定めて、保管の設備及び方法の改善を命じ、その他危害予防上必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

4 都道府県公安委員会は、獵銃等保管業者が前項の規定による命令に反したときは、その者に對し、当該業務の廃止を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。

5 都道府県公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該獵銃等保管業者に對し、あらかじめ、弁明をすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知し、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

6 獵銃等保管業者がその業務を廃止したときは、速やかに、その旨を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

7 第一項及び前項の届出に關し必要な細目は、総理府令で定める。

第十一條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同條第一項中「第四條」の下に「第五條の五」を加え、「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同條第二項及び第四項中「第四條」の下に「第五條の五」を加え、同條第五項中「各号の二」を「各号の

いずれか」に、「取消前」を「取消し前」に、「又は取消後において、」を「当該許可を受けている者に對し」に改め、同條第六項を次のように改める。

6 都道府県公安委員会は、許可を取り消した場合においては、当該許可を受けていた者に對し、当該獵銃又は刀劍類の提出を命じ、提出された獵銃又は刀劍類を仮留置するものとする。

第十一條第七項中「第五項」を「前二項」に、「受けて当該獵銃又は刀劍類について所持の許可を受けた者」を「受けた者(武器等製造法の獵銃等販賣事業者又は捕鯨用標識銃等販賣事業者以外の者にあつては、当該獵銃又は刀劍類について所持の許可を受けた者に限る。)」に改め、同條第八項及び第九項を削り、同條第十項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同條第八項とし、同條に次の一項を加える。

9 第八條第九項及び第十項の規定は、第五項又は第六項の規定により仮留置した獵銃又は刀劍類について準用する。この場合において、同條第九項中「第七項の規定により獵銃又は刀劍類を仮留置した日」とあるのは、「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一條第七項」と読み替へるものとする。

第二十一條中「各号の二」を「各号のいずれか」に改める。

第二十一條の二第一項中「第六号若しくは第九号」を「第八号若しくは第十二号」に、「第三條第一項第四号」を「第三條第一項第六号」に改め、同條第二項中「第四條」の下に「第五條の五」を加え、「第六号若しくは第九号」を「第八号若しくは第十二号」に改める。

第二十三條の二中「第四條」の下に「第五條の五」を加える。

第二十四條の二第八項中「第十一條第八項及び第九項」を「第八條第九項及び第十項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「許可が取り消された日」を「第七項の規定により獵銃又は刀劍類を仮留置した日」に改める。

置した日」に改める。

第二十五條第三項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第四條」の下に「第五條の五」を加える。

第二十六條第一項中「第四條」の下に「第五條の五」を加える。

第二十七條第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「第四條」の下に「第五條の五」を加え、同條第三項中「第十一條第八項及び第九項」を「第八條第九項及び第十項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「許可が取り消された日」を「第七項の規定により獵銃又は刀劍類を仮留置した日」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(報告徴収及び立入検査)

第二十七條の二 都道府県公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定射撃場若しくは教習射撃場の設置者等又は獵銃等保管業者に對し、当該業務に關する報告を求めることができる。

2 都道府県公安委員会は、指定射撃場若しくは教習射撃場について、第九條の二第一項若しくは第九條の四第一項各号の總理府令で定める基準に適合しているかどうか、又は獵銃等保管業者が委託を受けて獵銃若しくは空氣銃を保管する保管場所について、第十條の七第二項の總理府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該獵銃若しくは空氣銃を保管しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 警察職員は、前項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十九條を次のように改める。

(手数料)

第二十九条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において都道府県規則で定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納めなければならない者	金額
一 第五条の三第一項の講習会の講習を受けようとする者	二千元
二 第五条の四第一項の技能検定を受けようとする者	五千元
三 第七条第一項本文の許可証の交付を受けようとする者	三千元
四 第七条第一項ただし書の規定による記載を受けようとする者	二千元
五 第七条第二項の許可証の書換え又は再交付を受けようとする者	千円
六 第七条の三第二項の許可の更新を受けようとする者	二千元
七 第十五条第一項の登録証の交付を受けようとする者	三千元
八 第十五条第二項の登録証の再交付を受けようとする者	千円

第四章中第三十条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第三十条の二 この法律の規定に基づき政令、総理府令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ政令、総理府令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十一条の三第二号中「第四条」の下に「第五条の五」を加える。

して次の一号を加える。

一 第十条の七第四項の規定による命令に違反した者

第三十五条第一号中「第四条第二項」の下に「(第五条の五第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第八条第二項から第四項まで」を「第八条第二項から第五項まで」に、「第九条第二項」を「第九条第三項」に改め、「第十条の三」の下に「第十条の七第二項」を加え、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第四条の二」の下に「(第五条の五第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第十一条第五項」を「第八条第七項、第十一条第五項若しくは第六項」に改め、同条を同条第二号とし、同条中第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条に次の二号を加える。

五 第二十七条の二第一項の規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十七条の二第二項の規定により警察職員が行う検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十六条中「第三十二条第一号」を「第三十二条第二号」に改める。

第三十七條中「第三号若しくは第四号」を「第二号、第四号若しくは第五号」に、「第三十五条第一号から第四号まで若しくは第六号」を「第三十五条第一号、第二号若しくは第四号から第六号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「旧法」という。)第四条の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を申請している者に対する許可の基準については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「新法」という。)(第五条第四項及び第五条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

にかかわらず、なお従前の例による。

3 旧法第五条の三第二項の規定により交付された証明書は、この法律の施行の日に新法第五条の三第二項の規定により交付された講習修了証明書とみなす。

4 都道府県公安委員会は、この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対し、この法律の施行後最初に、新法第四条第一項第一号の規定による許可をする場合又は新法第七条の三第二項の規定による許可の更新をする場合においては、新法第七条の規定にかかわらず、その者に対し、当該許可又は更新に係る許可証でその者が現に許可を受けて所持するすべての猟銃又は空気銃の許可に係る事項を記載したものをその者が現に有するすべての許可証と引換えに交付することができる。

5 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に係る当該許可の有効期間は、新法第七条の二の規定にかかわらず、旧法第七条の二第一項の規定による許可の期間が満了する日の後のその者の最初の誕生日(その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。)が経過するまでの期間とする。

6 この法律の施行前に失効した許可(旧法第八条第一項第二号、第六号又は第七号の理由が発生したことにより失効した許可に限る。)に係る銃砲又は刀剣類を当該許可を受けていた者又は当該銃砲若しくは刀剣類を相続により取得した者がこの法律の施行の際現に所持する場合においては、新法第八条第六項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

適用については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における猟銃または空気銃を使用する犯罪及び猟銃または空気銃に起因する事故の実情にかんがみ、これらの事件や事故を防止するため、猟銃または空気銃の所持の許可の基準等を整備するとともに、銃砲または刀剣類の所持に関する規制を合理化しようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 所持の許可の基準の整備

覚せい剤中毒者には、銃砲や刀剣類の所持の許可をしないことを明らかにするとともに、銃砲の保管義務または銃砲もしくは刀剣類の譲渡の制限に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していないものには、所持の許可をしないことができることとする。

(二) 猟銃または空気銃の所持の許可の基準の特例並びに猟銃の射撃等の技能検定及び射撃講習

猟銃または空気銃の所持の許可を受けている者は、三年ごとに猟銃または空気銃の取扱についての基本的な知識等に関する講習を受けなければならないこととする。また、新たに猟銃を所持しようとする者に対しては、公安委員会が行う猟銃の操作及び射撃に関する技能検定に合格した場合、または公安委員会が指定した教習射撃場において教習射撃指導員が行う射撃講習を受けて教習修了証明書の交付を受けた場合等であれば、狩猟、標的射撃等のための所持の許可をしては

ならないこととする。

(三) 許可証の合理化

現に銃銃または空気銃の所持の許可を受け
ている者に更に銃銃または空気銃の所持の許
可をする場合には、現に交付している許可証
に、その銃銃または空気銃の許可に係る事項
を記載すれば足りるものとする。

(四) 許可の有効期間の短縮

銃銃や空気銃の所持の許可の有効期間は、
許可を受けた日または許可の有効期間が満了
した日の後のその者の三回目の誕生日が経過
するまでの期間とする。

(四) 失効し、または取り消された許可に係る銃
砲や刀剣類の仮領置

銃砲や刀剣類の所持の許可が失効した場合
において、他人の生命、財産に対する危険を
防止するため必要があると認めるとき、また
は五十日以内に、自ら許可を受けて所持し、
もしくは所持しないこととするための措置を
とらないときは、その銃砲または刀剣類を仮
領置するものとし、許可が取り消された場合
においては、その取り消された許可に係る銃
砲または刀剣類を仮領置することとする。

(六) 銃銃または空気銃の保管の委託

許可を受けて銃銃または空気銃を所持する
者は、盗難の防止その他危害予防上必要があ
る場合には、銃銃等保管業者に当該許可に係
る銃銃または空気銃の保管を委託することが
できることとする。

(七) 教習射撃場等への立入検査等

公安委員会は、教習射撃場または銃銃等保
管業者に対し、その業務に関し、報告を求め、
または警察職員に立ち入り、検査させ、もし
くは関係者に質問させることができることと
するほか、手数料の額の改定、罰則の整備等
所要の改正を行うものとする。

二 議案の可決理由

最近における銃銃または空気銃による事件及

び事故の実態にかんがみ、その所持の許可の基
準等を整備するほか、銃砲または刀剣類の所持
に関する規制を合理化しようとする本案は妥当
と認め、可決すべきものと議決した。
右報告する。

昭和五十三年五月十一日

地方行政委員長 木村武千代

衆議院議長 保利 茂殿

農林省設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十三年一月二十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)
の一部を次のように改正する。

農林省設置法

本則中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」
を「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省
令」に改める。

第五條中「農林経済局」を「経済局」に改める。

第八條の見出しを「(経済局の事務)」に改め、同
條第一項中「農林経済局」を「経済局」に、「左の」を
「次の」に改める。

第九條第一項第三号中「及び農業水利の」を削
り、「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「農
業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振
興計画」を「農山漁村の総合的な振興計画(農業振
興地域整備計画を除く。)」に改め、同項第十一号
の次に次の一号を加える。

十一の二 土地改良事業に関する企画を行うこ
と。

第九條第一項第十六号を削り、第十七号を第
十六号とし、第十八号を第十七号とし、同号の次
に次の一号を加える。

十八 農業振興地域整備計画の樹立及び実施に
ついでに指導及び助成に関すること。

第九條第一項第十九号中「企画」の下に、並びに
農業水利制度に関する企画を加え、「行なう」を
「行う」に改め、同條第二項中「第十八号」を「第
十七号」に改め、同條第三項中「第十九号」を「第
十八号」に改める。

第十七條第一項中「外」を「ほか」に、「左の」を
「次の」に、「農林研究所」を「農林水産研究所」に改
める。

第十八條第三項中「東京都」を「茨城県」に改め
る。

第十八條の三第二項中「千葉県」を「茨城県」に改
める。

第十八條の八中第二項を削り、第三項を第二項
とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とす
る。

第二十一條第二項中「東京都」を「茨城県」に改め
る。

第二十二條第二項中「東京都」を「茨城県」に改め
る。

第二十二條の三第二項中「東京都」を「茨城県」に
改める。

第三十二條の二第二項を次のように改める。

2 さとうきび原産種農場の名称及び位置は、次
のとおりとする。

名	称	位	置
鹿兒島さとうきび原産種農場	鹿兒島県		
沖繩さとうきび原産種農場	沖繩県		

第三十三條の二の見出しを「(農林水産研究所)」
に改め、同條中「農林研究所」を「農林水産研究所」
に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十六條第二号中「(主要食糧である農産物を
主な原料とするものを除く。次号において同じ。)」
を削り、同條第十九号を次のように改める。

十九 食糧事務所の所掌事務のうち食品の生産

及び流通の改善及び調整のために行う調査そ
の他の事務につき必要な指示を行うこと。

第四十七條中「左の三部」を「長官官房及び次の
二部」に、「総務部」を「管理部」に改める。

第四十八條及び第四十九條を次のように改め
る。

(長官官房の事務)

第四十八條 長官官房においては、次の事務をつ
かさざる。

一 人事その他の庶務に関すること。

二 主要食糧及びこれを主な原料とする飲食料
品(以下「主要食糧等」という。)に関する団体
の指導監督及び助成を行うこと。

三 主要食糧等の生産、流通、消費及び管理に
関する調査を行うこと。

四 食糧庁の所掌事務に係る一般会計及び食糧
管理特別会計についての会計の監査に関する
こと。

五 前各号に掲げるもののほか、食糧庁の所掌
事務で部及び他の機関の所掌に属しない事務
に関すること。

(管理部の事務)

第四十九條 管理部においては、次の事務をつか
さざる。

一 主要食糧等の生産、流通、消費及び管理に
関する企画を行うこと。

二 主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定
並びに主要食糧の価格の統制に関すること。

三 農産物検査法による農産物の検査その他主
要食糧等の検査に関すること。

四 農産物検査用紙の製造、発行及び売りさば
きに関すること。

五 食糧庁の所掌事務に係る一般会計及び食糧
管理特別会計についての経費及び収入の予
算、決算及び会計に関すること。

六 前号に規定する一般会計及び特別会計に係
る行政財産及び物品を管理すること。

(水産工学研究所)

第八十三条の二 水産工学研究所は、水産土木、漁船及び漁る設備に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行う機関とする。

2 水産工学研究所は、茨城県に置く。

3 農林水産大臣は、水産工学研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に水産工学研究所の支所を設けることができる。

4 水産工学研究所の内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林水産省令で定める。

第八十七条を次のように改める。

第八十七条 削除

第八十九条の見出しを「漁業調整事務所」に改め、同条第一項及び第二項中「漁業調整事務局及び」を削り、同条第三項中「漁業調整事務局及び」を削り、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項の表中「

「瀬戸内海漁業調整事務所」を「瀬戸内海漁業調整事務所」に改め、同条第四項中「漁業調整事務局及び」を削る。

附則
「瀬戸内海漁業調整事務所」を「瀬戸内海漁業調整事務所」に改め、同条第四項中「漁業調整事務局及び」を削る。

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十四条の四第一項、第六十六条、第六十七條、第六十八條第一項、第二項及び第四項、第六十九條、第六十九條の二第二項、第七十条並びに第七十一条の改正規定 昭和五十四年一月一日

二 第十八条の八、第二十二條第二項及び第二十二條の三第二項の改正規定、第七十八條第六号を削る改正規定、第八十條第一号及び第八十一條の改正規定、第八十二條第二項の表の改正規定(淡水区水産研究所の項を削る部

分に限る。)、第八十三條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに第八十七條の改正規定 昭和五十四年三月三十一日まで
の間に、各規定につき、政令で定める日

三 第十八條第三項、第十八條の三第二項及び第二十一條第二項の改正規定 昭和五十五年三月三十一日までの間に、各規定につき、政令で定める日

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部分館及びその職員に関する法律の一部改正)

第二条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部分館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「国立国会図書館支部分館」を「国立国会図書館支部分館」に改める。

林水産省図書館 農林水産省 農林水産省に改める。

第三条 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。
第九條第一項中「農林省」を「農林水産省」に改める。

第三十條第三項中「農林省肥料検査所」を「農林水産省肥料検査所」に改める。
(商品取引所法の一部改正)
第四条 商品取引所法(昭和二十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第百四十八條第一項中「農林省関係商品」を「農林水産省関係商品」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改め、同条第二項中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

(製塩施設法の一部改正)

第五條 製塩施設法(昭和二十七年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。
第十三條第七項中「農林省設置法」を「農林水産省設置法」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)
第六條 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「農林省関係」を「農林水産省関係」に改める。

第三章の章名を次のように改める。
第三章 農林水産省関係
(農業基本法の一部改正)

第七條 農業基本法(昭和三十六年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
第二十九條中「農林大臣官房」を「農林水産大臣官房」に改める。

(沿岸漁業等振興法の一部改正)
第八條 沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
第十六條中「水産庁長官官房」を「水産庁漁政部」に改める。

(沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第九條 沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「農林省関係」を「農林水産省関係」に改める。

第八章第七節の節名を次のように改める。
第八章第七節 農林水産省関係
第八章第七節(第百五條から第百七條まで、第百八條第一項、第二項、第五項及び第六項、第百九條、第百十一條第一項、第百十五條第二項及び第三項並びに第百十六條から第百十八條までを除く。中「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省令」に改める。
(沖繩開発庁設置法の一部改正)

第十條 沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
第九條第一項第三号中「農林省設置法」を「農林水産省設置法」に、「第七十七條第二号、第三号、第五号から第七号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号」を「第七十六條第二号、第三号、第九号から第十一号まで及び第十三号、第七十七條第一号及び第三号から第五号まで」に改める。
(国家行政組織法等の一部改正)

第十一條 次に掲げる法律の規定中「農林省」を「農林水産省」に改める。
一 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百一十号)
二 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十号)
三 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)
(農業倉庫業法等の一部改正)

第十二條 次に掲げる法律の規定中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。
一 農業倉庫業法(大正六年法律第十五号)
二 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)

三 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)
四 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)
五 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)
六 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)
七 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)

八 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十一号)
九 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)

昭和五十三年五月十二日 衆議院會議録第三十一号 農林省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十三年五月十二日 衆議院會議録第三十一号 農林省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

- 十 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)
- 十一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)
- 十二 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)
- 十三 家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)
- 十四 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)
- 十五 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)
- 十六 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)
- 十七 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)
- 十八 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)
- 十九 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
- 二十 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)
- 二十一 農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)
- 二十二 船舶職員法(昭和二十六年法律第四百十九号)
- 二十三 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)
- 二十四 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)
- 二十五 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第二百三十一号)
- 二十六 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二七号)
- 二十七 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百一十二号)
- 二十八 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)
- 二十九 耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)
- 三十 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)
- 三十一 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)
- 三十二 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第二百四十六号)
- 三十三 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第二百五十五号)
- 三十四 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第二百五十八号)
- 三十五 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)
- 三十六 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)
- 三十七 久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百五十三号)
- 三十八 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)
- 三十九 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)
- 四十 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)
- 四十一 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三十六号)
- 四十二 日本学校給食会法(昭和三十年法律第四十三号)
- 四十三 養ほり振興法(昭和三十年法律第八十号)
- 四十四 海岸法(昭和三十一年法律第一号)
- 四十五 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)
- 四十六 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)
- 四十七 国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十一年法律第六十八号)
- 四十八 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十一年法律第七十一号)
- 四十九 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第八十八号)
- 五十 自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)
- 五十一 地すべり等防止法(昭和三十一年法律第三十号)
- 五十二 たばこ耕作組合法(昭和三十一年法律第三十五号)
- 五十三 治山治水緊急措置法(昭和三十一年法律第二十一号)
- 五十四 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二二号)
- 五十五 農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和三十六年法律第二百三十三号)
- 五十六 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四十四号)
- 五十七 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
- 五十八 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第七十七号)
- 五十九 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)
- 六十 肥料価格安定等臨時措置法(昭和三十九年法律第三十八号)
- 六十一 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第四十六号)
- 六十二 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)
- 六十三 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第十号)
- 六十四 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十二号)
- 六十五 都市計画法(昭和四十三年法律第九号)
- 六十六 北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)
- 六十七 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)
- 六十八 外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法(昭和四十五年法律第六十六号)
- 六十九 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)
- 七十 国有農地等の売却に関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)
- 七十一 農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第十二号)
- 七十二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)
- 七十三 海上交通安全法(昭和四十七年法律第一百五十五号)
- 七十四 農水産協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
- 七十五 活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律(昭和四十八年法律第六十一号)
- 七十六 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)
- 七十七 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)
- (家畜商法等の一部改正)
- 第十三条 次に掲げる法律の規定中「農林省令」を「農林水産省令」に改める。
- 一 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)
- 二 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第五十五号)
- 三 養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)
- 四 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)

五 過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)

(鉄道敷設法等の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「農林事務次官」を「農林水産事務次官」に改める。

一 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)

二 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)

三 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

(農業改良助長法等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

一 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)

二 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)

三 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)

四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)

五 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)

六 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)

七 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

八 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)

九 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二百八号)

十 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)

十一 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)

十二 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)

十三 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百十五号)

(農産種苗法等の一部改正)

「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

一 農産種苗法(昭和二十二年法律第十五号)

二 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)

三 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)

四 牧野法(昭和二十五年法律第九十四号)

五 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)

六 蘭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)

七 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)

八 飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)

九 木材防腐特別措置法(昭和二十八年法律第二百十二号)

十 自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)

十一 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)

十二 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)

十三 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三十三号)

十四 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)

十五 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)

十六 農事法(昭和三十五年法律第四十五号)

十七 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第二百二十八号)

十八 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第六十二号)

十九 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)

二十 大豆なたね交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第二百一号)

二十一 林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)

二十二 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号)

二十三 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第十二号)

二十四 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第三十三号)

二十五 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百十六号)

二十六 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)

二十七 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)

二十八 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)

二十九 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)

三十 農業青年基金法(昭和四十五年法律第七十八号)

三十一 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)

三十二 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)

三十三 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)

三十四 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第八号)

三十五 漁船積荷保険臨時措置法(昭和四十八年法律第五十六号)

三十六 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第七十九号)

三十七 農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)

三十八 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)

三十九 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律

律第四十二号)

四十 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)

四十一 漁船船主責任保険臨時措置法(昭和五十一年法律第四十五号)

四十二 松くい虫防除特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)

四十三 漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)

四十四 砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律(昭和五十二年法律第八十五号)

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省令」に改める。

一 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八法律第三十五号)

二 農業機械化促進法(昭和二十八法律第二百五十二号)

三 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)

四 甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)

五 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)

六 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)

(他の法令の読替え)

第十八条 附則第二条から前条までに掲げる法律を除くほか、他の法令中「農林省」とあるのは「農林水産省」と、「農林大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「農林事務次官」とあるのは「農林水産事務次官」と、「農林省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

理由

最近における我が国農林水産業及びこれをめぐる諸情勢の推移にかんがみ、水産行政の強力な推進を図るため農林省の省名の農林水産省への変更及び水産庁の内部部局、附属機関等の組織の再編整備を行うとともに、食糧庁及び林野庁の内部部局及び地方支分部局の組織の整備、試験研究機関の一部の計画的な筑波研究学園都市への移転等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における我が国農林水産業及びこれをめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農林水産行政の強力かつ効率的な推進を図るため、農林省の省名を変更するとともに、組織の再編整備等を行うものとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 省名の變更

農林省の省名を農林水産省に改め、国家行政組織における水産行政組織の位置づけを明確にすることとする。

2 農林本省の内部部局及び附属機関の組織等の整備

(1) 構造改善局農政部の所掌事務である農業振興地域整備計画の樹立指導及び農業水利制度の企画に関する事務を同局計画部の所掌事務とする。

(2) 農業技術研究所、畜産試験場、蚕糸試験場、家畜衛生試験場、食品総合研究所の五試験研究機関の位置を東京都又は千葉県からそれぞれ茨城県に変更する。

(3) 沖繩さとうきび原産農場を新設する。

3 食糧庁の組織等の整備
(1) 食糧庁の内部部局について、総務部、経理部及び業務部を再編成して、長官官房、

管理部及び業務部を置くこととする。

(2) 食糧事務所に、食品全般についての流通の改善等に関する事務を分掌させることができることとする。

4 林野庁の組織の整備

(1) 林野庁に次長一人を置くとともに、森林開発公団監理官を廃止する。

(2) 旭川、北見、帯広及び函館の四管林局を廃止するとともに、札幌管林局を北海道全域を管轄する北海道管林局に改め、同管林局に企画調整部を新設する。

また、管林局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に支局を置くこととする。

5 水産庁の組織の整備

(1) 水産庁の内部部局として、振興部を新設する。

(2) 水産庁の附属機関として、養殖研究所及び水産工学研究所を新設するとともに、淡水水産研究所及び真珠研究所を廃止する。

(3) 有明海漁業調整事務局を廃止し、その所掌事務を福岡漁業調整事務局に移管するとともに、同事務所の名称を九州漁業調整事務局に改める。

以上のはか、農林省の省名の變更に伴い、所要の規定の整備を行っている。

なお、施行期日は、昭和五十二年四月一日としている。ただし、管林局の廃止及び支局の設置に関する改正規定は、昭和五十四年一月一日から、試験研究機関の位置の変更並びに養殖研究所及び水産工学研究所の新設並びに淡水水産研究所及び真珠研究所の廃止に関する改正規定は、政令で定める日からそれぞれ施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、農林水産行政の適正かつ効率的な推進を図るため、おおむね妥当な措置と認められるが、管林局の支局について、林野庁の地方支分部局としての位置づけ並びに名称、位置、管轄区域及び所掌事務等を法律で規定するとともに、管林署の位置づけ及び所掌事務については、現行どおりとするほか、施行期日のうち「昭和五十二年四月一日」を「公布の日」に改めることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約二十億九千万円が昭和五十三年度一般会計予算及び特別会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和五十二年五月十一日

内閣委員長 始関 伊平

衆議院議長 保利 茂殿

【別紙】

(小字及び一は修正)

第六十四条の四第一項中「管林局」の下に

「〇支局」を加える。

中「管林局」を「管林支局」に改める。

第六十六条を次のように改める。

【管林局】

第六十六条 林野庁に、地方支分部局として、管林局を置く。

第四号の次に次の一号を加える。

第六十七条の見出しを「(所掌事務)」に改め、同

条第五号を削る。

四の二 管林支局を指導監督すること。

第六十八条第二項中「郡の一部」を「市の一部」又は「郡の一部」に改め、同条第四項を削る。

第六十九条の二第二項中「管林局」の下に

「〇支局」を加える。

第七十二条を削り、第七十一条を第七十二条とする。

第七十条及び第七十一条を次のように改める。

「左の二を次の二に改め、同条第三項中「管林局」の下に「又は管林支局」を加え、同条を第七十一条とする。

【支局及び管林署】

第七十条 管林局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に支局を置く。

管林局又は支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に管林署を置く。

支局及び管林署の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織並びに職員の服制については、農林水産省令で定める。

【管林局の所掌事務の特例】

第七十一条 管林局の所掌事務のうち沖繩県の区域に係るものについての第六十七条の規定の適用については、同条第二号中「管林の指導並びに森林治水事業」とあるのは、「管林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」とする。

第六十九条の三の次に次の一条を加える。

【管林支局】

第七十条 管林支局は、管林局の所掌事務のうち、第六十七条第一号から第四号まで及び第五号に掲げる事項に関し管林局の管轄区域の全域にわたる総合的な企画調整を要する事項に関する事務以外のものを分掌する。

管林支局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

2

名 称	位 置	管 轄 区 域
旭川管林支局	旭川市	北海道のうち旭川市、稚内市、名寄市、士別市、深川市、留萌市及び富良野市、滝川市の一部及び戸別市の一部、宗谷郡、礼文郡、利尻郡、天塩郡、枝幸郡、天塩郡、上川郡(石狩国)、上川郡(石狩国)、一部及び勇払郡の一部
北見管林支局	北見市	北海道のうち北見市、紋別市、網走市、紋別郡、常呂郡、網走郡及び斜里郡
帯広管林支局	帯広市	北海道のうち帯広市、根室市、釧路市、目梨郡、標津郡、野付郡、厚岸郡、川上郡、釧路郡、阿寒郡、白糠郡、足寄郡、中川郡(十勝国)、十勝郡、河東郡、上川郡(十勝国)、河西郡及び広尾郡
函館管林支局	函館市	北海道のうち函館市、登別市、伊達市、室蘭市、古宇郡、岩内郡、虹田郡、磯谷郡、有珠郡、寿都郡、島牧郡、瀬棚郡、山越郡、久遠郡、奥尻郡、爾志郡、茅部郡、亀田郡、上磯郡、檜山郡及び松前郡

3 前項の表に掲げる管轄区域中「市」の一部又は「郡」の一部とある地域は、農林水産大臣が定める。

4 林産物の運搬設備その他以上の管林支局の管轄区域にわたる経営することを要する事項に関しては、管林局長がその管轄支局を指定することができる。

5 林産物の運搬設備の管理その他特別の必要があるときは、管林局長は、管林支局の所掌事務の一部を管林支局に行わせ、又は管林支局の所掌事務の一部を管林支局に行わせることができる。

6 管林支局の内部組織及び職員の手配については、農林水産省令で定める。

第七十五条を次のように改める。

(内部部局)

第七十五条 水産庁に次の五部を置く。

- 漁政部
- 振興部
- 海洋漁業部
- 漁港部
- 研究部

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十四条の四第一項、第六十六条、第六

昭和五十三年五月十二日 衆議院会議録第三十一号 農林省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

十七条、第六十八条第一項、第二項及び第四項、第六十九条第一項、第六十九条の二第二項、改正規定、第六十九条の三の次に一条を加える改正規定、第七十条並びに第七十一条の改正規定、昭和五十三年一月一日、第七十二条を削り、第七十一条を第七十二条とする改正規定

二 第十八条の八、第二十二條第二項及び第二十二條の三第二項の改正規定、第七十八條第六号を削る改正規定、第八十條第一号及び第八十一條の改正規定、第八十二條第二項の表の改正規定(淡水区水産研究所の項を削る部分に限る)、第八十三條の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第八十七條の改正規定、昭和五十三年三月三十一日まで

の間に於いて、各規定につき、政令で定める

三 第十八条第三項、第十八条の三第二項及び第二十一條第二項の改正規定、昭和五十三年三月三十一日までの間に於いて、各規定につき、政令で定める日

(農業倉庫業法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「農林大臣」を

「農林水産大臣」に改める。

一 農業倉庫業法(大正六年法律第十五号)

二 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)

三 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)

四 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)

五 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)

六 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)

七 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)

八 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)

九 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)

十 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二十五号)

十一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

十二 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

十三 家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)

十四 森林病虫害防除法(昭和二十五年法律第五十三号)

十五 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第二百六十九号)

十六 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)

十七 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)

十八 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

十九 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)

二十 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)

二十一 農産物検査法(昭和二十六年法律第二百一十四号)

二十二 船舶職員法(昭和二十六年法律第四百十九号)

二十三 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)

二十四 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)

二十五 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三十一号)

二十六 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)

二十七 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百二二号)

二十八 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

二十九 耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)

三十 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)

三十一 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)

三十二 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第二百八十六号)

三十三 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第二百八十五号)

三十四 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第二百八十八号)

三十五 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)

三十六 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)

三十七 久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百五十三号)

三十八 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)

昭和五十三年五月十二日 衆議院會議録第三十一号 農林省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書 国有林野事業改善特別措置法案及び同報告書

一〇八〇

- 三十九 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)
四十 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)
四十一 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)
四十二 日本学校給食会法(昭和三十年法律第百四十八号)
四十三 養ほう振興法(昭和三十年法律第百八十号)
四十四 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)
四十五 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第百五十七号)
四十六 租税特別措置法(昭和三十一年法律第百二十六号)
四十七 国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十一年法律第百六十八号)
四十八 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十一年法律第百七十一号)
四十九 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第百八十八号)
五十 自然公園法(昭和三十一年法律第百六十一号)
五十一 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)
五十二 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)
五十三 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)
五十四 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第百二十二号)
五十五 農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和三十六年法律第百三十三号)
五十六 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第百四十四号)
五十七 水資源開発公団法(昭和三十六年法律

- 第二百十八号)
五十八 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)
五十九 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)
六十 肥料価格安定等臨時措置法(昭和三十九年法律第百三十八号)
六十一 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)
六十二 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)
六十三 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)
六十四 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第百八十一号)
六十五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)
六十六 北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第百三十四号)
六十七 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第百五十二号)
六十八 外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法(昭和四十五年法律第百六号)
六十九 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)
七十 国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第百十号)
七十一 農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百二十二号)
七十二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第百八十五号)
七十三 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)
七十四 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第百三十三号)
七十五 活動火山周辺地域において避難施設等の整備等に関する法律(昭和四十八年法律第百六十一号)

七十六 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)
七十七 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に關する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)
〔別紙〕
農林省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について配慮すべきである。
一 二百海里時代に対応した施策を強力に推進するため、水産行政の一層の充実強化を図ること。
二 有明海における漁業振興及び漁業調整等については、今後とも一層強化すること。
三 食糧の総合的な自給力の向上を図るため、農業行政を一層充実強化すること。
なお、沖縄さとうきび原産農産物の設置に当たり、農場諸施設の整備促進を図るとともに農業の振興に一層努めること。
一 国有林、民有林を通じ、森林・林業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、森林の長期的生産力の維持向上、国土保全、水資源のかん養等の公益的機能を重視し、木材需給計画の確立と外材の輸入調整並びに造林、保育の強化その他森林・林業の当面及び長期の安定振興対策を講ずること。
一 国有林野事業の経営について、公益的機能を重視し、活力ある国有林づくりを基本とすること。また、営林署等の再編整備を図る場合には、地域住民の十分な理解と納得をうるように努めるものとする。右決議する。

- 国有林野事業改善特別措置法案
右
国会に提出する。
昭和五十三年二月七日
内閣総理大臣 福田 赳夫
一 国有林野事業改善特別措置法
〔趣旨〕
第一条 この法律は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。)の現状並びに国民経済及び国民生活におけるその使命の重要性にかんがみ、国有林野事業の改善を図るため、とるべき特別措置を定めるものとする。
〔改善計画〕
第二条 農林水産大臣は、昭和七十二年度までに国有林野事業の収支の均衡を回復する等その経営の健全性を確立するために必要な基本的条件の整備を昭和六十二年年度までに完了することを旨として、昭和五十三年年度以降十年間(以下「改善期間」という。)における国有林野事業の改善に関する計画(以下「改善計画」という。)を定め、これに従って国有林野事業を運営するものとする。
2 改善計画は、次の事項について定めるものとする。
一 国有林野事業の運営についての基本方針
二 国有林野事業の運営の効率化に関する事項
三 国有林野事業の経営管理の適正化に関する事項
四 国有林野事業に係る収入の確保に関する事項
五 その他国有林野事業の改善に關し必要な事項
3 農林水産大臣は、改善計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、林政審議会の意見を聴かなければならない。
4 林政審議会は、林業基本法(昭和三十一年法律第百六十一号)第二十三条第一項に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。
5 林政審議会は、林業基本法第二十三条第二項

に規定するもののほか、前項に規定する事項に
関し農林水産大臣に意見を述べることができ
る。

(二) 一般会計から国有林野事業特別会計への繰入
れ)

第三条 政府は、改善期間において、国有林野事
業に係る事業施設費で改善計画の円滑な実施に
必要なものとして政令で定めるものの一部に相
当する金額を、予算の定めるところにより、一
般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事
業勘定(以下「事業勘定」という。)に繰り入れる
ことができる。

(資金の貸付け)

第四条 政府は、改善期間における国有林野事業
特別会計法第五条第一項の規定による借入金に
係る資金の貸付けについて、資金事情の許す限
り、特別の配慮をするものとする。

(利益処分の特例)

第五条 事業勘定において改善期間中の毎会計年
度の損益計算上利益を生じた場合における国有
林野事業特別会計法第十二条第一項の規定の適
用については、同項中「政令で定めるところに
より、これを利益積立金及び特別積立金」とあ
るの「これを利益積立金」とする。

(特別積立金引当資金の使用の特例)

第六条 昭和五十二年年度末における事業勘定の特
別積立金引当資金の使用残額は、国有林野事業
特別会計法第十三条第二項及び附則第五条の三
第一項の規定にかかわらず、改善期間におい
て、国有林野事業に要する経費の財源に充てる
ものとして、予算の定めるところにより、使用
することができる。

2 前項の規定により特別積立金引当資金を使用
したときは、その使用した額に相当する額を事
業勘定の特別積立金から事業勘定の利益積立金
に組み替えて整理するものとする。

附則

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行
する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七
号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表林政審議会の項中「の規
定」を「及び国有林野事業改善特別措置法(昭和
五十三年法律第 号)の規定」に、「行なう」
を「行う」に改める。

理由

国有林野事業の現状並びに国民経済及び国民生
活におけるその使命の重要性にかんがみ、国有林
野事業の改善に関する計画の作成、一般会計から
国有林野事業特別会計への繰入れ等の措置を定め
る必要がある。これが、この法律案を提出する理
由である。

国有林野事業改善特別措置法案(内閣提出)
に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国有林野事業の現状並びに国民生活
におけるその使命の重要性にかんがみ、長期的
観点に立つて、事業運営及び財務の改善を図
り、国有林野事業の経営の健全性の確立を図る
こととし、これに必要な特別措置を定めよう
とするものである。

本案の主要な内容は次のとおりである。

(一) 農林水産大臣は、昭和七十二年度までに国
有林野事業の経営の健全性を確立するために
必要な基本的条件の整備を昭和六十二年
度以降十年間を改善期間とし、この間におけ
る国有林野事業の改善計画を定め、これに従
つて国有林野事業を運営するものとするこ
と。

(二) 政府は、改善期間において、一般会計か
ら、国有林野事業特別会計に所要の繰入れを
行うことができることとする。

このほか、改善期間における特別措置とし
て、政府の国有林野事業に対する資金の貸付
けについての配慮、国有林野事業特別会計の
利益処分の特例等に関する規定を設けるこ
と。

二 議案の修正議決理由

国有林野事業の現状並びに国民経済及び国民
生活におけるその使命の重要性にかんがみ、国
有林野事業の改善に関する計画の作成、一般会
計から国有林野事業特別会計への繰入れ等の措
置を定める必要があるとする本案の趣旨はおお
むね妥当と認めるが、改善計画の趣旨につい
て、昭和七十二年度までに国有林野事業の経営
の健全性を確立することを目標とし、これに必
要な基本的条件の整備を昭和六十二年度までに
完了することを旨とするよう改めること、改善
計画の事項に「国有林野事業における造林及び
林道の開設その他林業生産基盤の整備に関する
事項」を加えること等について、修正する必要
があると認め、別紙のとおり修正議決すべきも
のと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十三年年度国有林野事業特別会計予算
(農林水産省所管)に、国有林野事業の改善を図
る特別措置の一環として、国有林野の造林事業
及び林道事業に要する経費の財源に充てるため
の一般会計からの受入見込額として四十億二千
百万円が計上されている。

昭和五十三年五月十一日

農林水産委員長 中尾 栄一
衆議院議長 保利 茂殿

(別紙)

(个字及び一は修正)

(改善計画)

第二条 農林水産大臣は、昭和七十二年度までに
国有林野事業の収支の均衡を回復する等その経
営の健全性を確立するために必要な基本的条件
の整備を昭和六十二年度までに完了することを
旨として、昭和五十三年年度以降十年間(以下「改
善期間」という。)における国有林野事業の改善
に関する計画(以下「改善計画」という。)を定
め、これに従つて国有林野事業を運営するもの
とする。

2 改善計画は、次の事項について定めるものと
する。

一 国有林野事業の運営についての基本方針
二 国有林野事業における造林及び林道の開設その他林業生産
基盤の整備に関する事項

三 国有林野事業の運営の効率化に関する事項
四 国有林野事業の経営管理の適正化に関する事項

五 国有林野事業に係る収入の確保に関する事
項

六 その他国有林野事業の改善に関し必要な事
項

3 農林水産大臣は、改善計画を定め、又はこれ
を変更しようとするときは、関係行政機関の長
に協議するとともに、林政審議会の意見を聴か
なければならない。

4 林政審議会は、林業基本法(昭和三十九年法
律第六十一号)第二十三条第一項に規定する
もののほか、前項の規定によりその権限に属さ
せられた事項を調査審議する。

5 林政審議会は、林業基本法第二十三条第二項
に規定するもののほか、前項に規定する事項に
関し農林水産大臣に意見を述べることができ

昭和五十三年五月十二日 衆議院會議録第三十一号
国有林野事業改善特別措置法案及び同報告書
承認を求めるとの件及び同報告書

る。
(二) 一般会計から国有林野事業特別会計への繰入
(れ)

第三条 政府は、改善期間において、
○国有林野
(国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定
野事業に係る事業施設費で改善計画の円滑な実
施に必要なものとして政令で定めるものの一部
に相当する金額を、予算の定めるところにより、
一般会計から国有林野事業特別会計の国有
林野事業勘定(以下「事業勘定」という。)に繰り
入れることができる。

附則
(施行期日)
1 この法律は、
公布の日
昭和五十三年四月一日から施行
する。

2 政府は、改善期間において、改善計画の実施の状況及び国有
林野事業の収支の状況について検討を加え、その結果に基づい
て国有林野事業の改善を図るために必要な措置を講ずるものと
する。

(総理府設置法の一部改正)
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七
号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表林政審議会の項中「の規
定」を「及び国有林野事業改善特別措置法(昭和
五十三年法律第 号)の規定」に、「行なう」
を「行う」に改める。

(別紙)
国有林野事業改善特別措置法案に対する附
帯決議

国有林野及び国有林野事業は、国民生活の向上
及び国民経済の発展を図る上で重要な役割を果た
してきているが、最近におけるその運営状況につ
いては幾多の困難な問題が生じている。
よつて政府は、本法の施行を契機として広い視
野からの長期的展望に立つて、国有林野における

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるとの件及び同報告書

年次報告において、改善計画の実施状況を明ら
かにするよう措置すること。
右決議する。

航空業務に関する日本国とイラク共和国との
間の協定の締結について承認を求めるとの件
右
国会に提出する。
昭和五十三年三月二十四日
内閣総理大臣 福田 赳夫

航空業務に関する日本国とイラク共和国との
間の協定の締結について承認を求めるとの
件

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の
協定の締結について、日本国憲法第七十三条第
三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め
る。

理由
政府は、我が国とイラク共和国との間における
航空業務の開設及び運営のため、昭和五十三年三
月二十日にバグダッドで、航空業務に関する日本
国とイラク共和国との間の協定に署名した。よつ
て、この協定を締結することとした。これ
が、この案件を提出する理由である。

航空業務に関する日本国とイラク共和国と
の間の協定
日本国政府及びイラク共和国政府は、
両国の領域の間の及びそれらの領域を越えての
航空業務を開設し、かつ運営するために協定を締結
することを希望し、
両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署
名のために開放された国際民間航空条約及び国際
航空業務通過協定の締結国であるので、
次のとおり協定した。

第一条
1 この協定の適用上、文脈により別に解釈され
る場合を除くほか、
(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日に
シカゴで署名のために開放された国際民間航
空条約(同条約第九十条の規定に基づいて採
択されるすべての附属書並びに同条約第九十
条又は第九十四条の規定に基づいて行われる
同条約及び附属書の改正を含む。)をいう。
(b) 「航空当局」とは、日本国政府にあつては運
輸省及び同省が現在遂行している民間航空に
関する任務又はこれに類する任務を遂行する
権限を与えられる人又は機関をいい、イラク
共和国政府にあつては通信省又はイラク民間
航空公団及び同省若しくは同公団が現在遂行
している民間航空に関する任務又はこれに類
する任務を遂行する権限を与えられる人又は
機関をいう。
(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従
い、一方の締結国が他方の締結国に対し通告
書によりその通告書に定める路線における航
空業務の運営のために指定し、かつ、当該他
方の締結国が適当な運営許可を与えた航空企
業をいう。
(d) 「領域」、「航空業務」、「国際航空業務」、
「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」と
いう語は、条約第二条及び第九十六条にそれ
ぞれ定める意味を有する。
(e) 「付表」とは、この協定の付表又は第十五条
の規定による改正後の付表をいう。
2 付表は、この協定の不可分の一部分をなすもの
とし、「協定」というときは、別段の定めがある
場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条
各締結国は、特に、他方の締結国の指定航空企
業が付表に定める路線(以下「特定路線」という。
)における国際航空業務(以下「協定業務」という。
)を開設し、かつ運営することができるようにするた

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるとの件及び同報告書

め、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許す。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができ。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならぬ。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。その締約国は、2及び第七条1の規定に従うことを条件として、遅滞なくその運営許可を与えなければならない。

2 一方の締約国が指定する各航空企業は、他方の締約国の航空当局により条約に違反するような方法によることなく、また、その適用が通常かつ合理的であるとして適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、その航空当局の要求により、立証するものとする。

第四条

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に關して次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を別個に又は混載して積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に對

し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に對して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

第六条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合にも、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、その指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業に對し第四条1及び2に定める特権を与えず若しくは取り消し又は当該航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定に定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該航空企業によるそれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に當つては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に對する要求に密接な関連を有するものでなければならぬ。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域と運輸の最終目的地である国との間の旅客、貨物及び郵便物の運送に對する当該時期における需要及び合理的に予測される需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み出す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次の事項に關連を有するものでなければならぬという一般原則に従つて行ふ。

(a) 運輸の出発地である国と運輸の最終目的地である国との間の運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 当該航空企業の路線が經由する地域にある国の航空企業が行う他の運送業務を考慮した上で当該地域の運輸需要

1 いずれの協定業務に對する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力及び設備の程度)、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

第十一条

1 1の運賃は、次の規定に従つて定める。

(a) 運賃に關する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行ふ。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区分について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、両締約国の航空当局の認可を受けるため、各締約国の法令に従つて提出する。

(b) 関係指定航空企業が運賃に關して(a)の合意をすることができなかつた場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) (b)の合意をすることができなかつた場合に

昭和五十三年五月十二日 衆議院會議録第三十一号 航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一〇八四

は、紛争は、第十四条の規定に従つて解決する。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十四条の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計であつて通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十四条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両国間の交渉により紛争の解決に努める。
2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができ。第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動するものとし、開廷の場所を決定する。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を

一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日内に一人の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、それらの仲裁人の任命を要請することができ。その仲裁人は、過半数による議決で決定を行う。この決定は、両締約国を拘束する。各締約国は、自国の仲裁人及び仲裁裁判所の仲裁手続における自国の代表者の費用を負担する。仲裁裁判所の長の費用その他すべての費用は、両締約国が均等に分担する。他のすべての点については、仲裁裁判所は、自らその手続を定める。

第十五条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができ。この協議は、要請の受領の日から六十日内に開始する。
2 改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、その改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。
3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十六条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

第十七条

いづれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができ。その通告の写しは、国際民間航空機関の理事会に対して同時に送付する。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、その通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関の理事会がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十八条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関の理事会に登録する。

第十九条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。
千九百七十八年三月二十日にバグダッドで、英

日本国政府のために

イラク共和国駐在日本国特命全權大使

伊達邦美

イラク共和国政府のために

イラク民間航空公団総裁

アブドゥル・カリム・ナダ・アル・フセイン

サイン

付表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点：北京―香港―バンコック又はシンガポール―デリー又はボンベイ―カラチ―アブ・ダビ―又はドバイ―テヘラン―バグダッド―アテネ―ヨーロッパ内の一地点―パリ―ロンドン

注(a) 日本国の一又は二以上の指定航空企業は、バグダッドとアテネとの間、バグダッドとヨーロッパ内の一地点との間、バグダッドとパリとの間及びバグダッドとロンドンとの間の区間については、運輸権を行使しない。

(b) もつとも、日本国の一又は二以上の指定航空企業は、バグダッドとパリとの間及びバグダッドとアテネとの間の区間については、途中降機の貨客が二十一日以内に乗機することとを条件として、途中降機の貨客を送ることができ。

2 イラク共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
イラク内の地点：バハレーン―ドバイ―カラチ―ボンベイ又はデリー―バンコック又はシンガポール―香港又はマニラ―上海―東京

3 いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、当該路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によつて省略することができる。

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
イラク共和国政府は、昭和四十七年十二月以来再三にわたり、我が国との航空協定を締結したいとの希望を表明してきたので、政府は、近

年飛躍的に緊密化した両国関係及び将来にわたるイラクの重要性にかんがみ、これに応じ、昭和五十年十一月以来両国政府との間で協定締結のための交渉を行ってきたが、昨年十二月に案文について合意に達したので昭和五十二年三月二十日バグダッドにおいて、本協定に署名を行つた。

本協定は、我が国とイラクとの間に定期航空業務を開設し、かつ運営することを目的とし、協定業務開始のための手続及び条件、相手国の空港その他の施設の使用料についての最惠国待遇及び内国民待遇の許可、燃料等に対する関税、消費税等の免除、運輸決定に関する手続等について規定するとともに、付表において、両国の指定航空企業が運営する路線を定めている。

なお、本協定は、両国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、両国の友好関係の強化に資するとともに、両国間を直結する航空路を開設することによつて、ここ数年來拡大しつつある経済技術協力に伴つて顕著な増大を見せつつある両国間の人的及び物的交流の一層の増進に役立つことが期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十二年五月十二日

外務委員長代理 理事 堀崎 潤
衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十二年五月十二日 衆議院会議録第三十一号

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案の確保に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。

昭和五十二年三月二十九日

衆議院議長 保利 茂殿 参議院議長 安井 謙

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律
女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。
本則中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「教育職員」を「教職員」に改める。
第二条第二項中「及び寮母」を「寮母及び事務職員」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。
第十七条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。

3 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結に際しての補助教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、第八十二回国会参法第一号)に関する報告書

議案の要旨及び目的
1 本法の題名を「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」と改めること。

2 小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園に勤務する女子事務職員が出産する場合についても、女子教育職員の場合と同様に補助教職員の臨時任用を行うこと。

3 その他関係法律の規定を整備すること。

4 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

議案の修正議決理由
二 本案は、おおむね妥当なものと認めるが、女子学校養護職員が出産する場合についても、女子教育職員の場合と同様に補助教職員の臨時任用を行う趣旨の修正をすることは適当と認められるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費
本案施行に要する経費は、平年度約一億九千七百万円の見込みである。
本修正の結果必要とする増額分は、平年度約七千九百万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を求めたところ、砂田文部大臣から「一般類似の職員との関連性からみて困難であると考えられるので、政府としては、賛成いたしかねる。」旨の意見が述べられた。

右報告する。
昭和五十二年五月十二日

文教委員長 菅波 茂
衆議院議長 保利 茂殿

(小字及び一は修正)

第二条第二項中「及び寮母」を「寮母〇及び事務職員」に改める。
〇、学校栄養職員(栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で、学校給食の実施に必要な知識又は経験を有し、かつ、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどるものをいう。以下同じ。)
第三項の見出し中「学校」を「学校等」に改め、同条に次の一項を加える。
前二項の規定は、国立又は公立の学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の二に規定する施設に勤務する学校栄養職員について準用する。この場合において、これらの項中「学校」とあるのは、学校給食法第五条の二に規定する施設と読み替へるものとする。

附 則
2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。
第十七条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。
「第一項の下に(同条第三項において準用する場合を含む。)を加える。

衆議院会議録第二十八号中正誤
ベシ 段 行 誤
九五 二 八 減少率 正
減少率

女子教育職 一〇八五

昭和五十三年五月十二日 衆議院會議録第三十一号

一〇八六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二二(大外)
〒107